

もりおかの 国民健康保険

市の国民健康保険(国保)に加入している皆さんに、令和3年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証を発送します。

【問】健康保険課(市役所本庁舎別館1階)
保険証・納税通知書・課税内容・減免:受付係 ☎613-8437
保険給付:給付係 ☎613-8436
国保税の納付・相談:徴収係 ☎613-8438
人間ドック・特定健診:業務係 ☎626-7527
【広報ID】1003549

「国民健康保険税納税通知書」を発送します

7月12日(月) 発送

国保税の納付方法と納期限

- ▶**口座振替**:申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ▶**特別徴収**:対象の年金から天引き
- ▶**窓口納付**:表の期限までに、市役所本庁舎別館1階の健康保険課や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付

表 令和3年度の納期限

納期	期限	納期	期限
第1期	8月2日(月)	第5期	11月30日(火)
第2期	8月31日(火)	第6期	12月27日(月)
第3期	9月30日(木)	第7期	来年1月31日(月)
第4期	11月1日(月)	第8期	来年2月28日(月)

雇用保険受給者の軽減

雇用保険の特定受給資格者*と特定理由離職者*は、申請により国保税が軽減される場合があります。
※雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

【申請に必要なもの】

- ・世帯主の印鑑
- ・雇用保険受給者資格者証

【申請窓口】

- ・健康保険課受付賦課係
- ・都南総合支所税務福祉係
- ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係
- ・青山支所

納付困難な場合は早めに相談を

国保税を滞納すると、延滞金が増加されるほか、財産調査や差し押さえなどの滞納処分が執行されます。やむを得ない事情により、納期限までの納付が難しい場合は、減免や納付計画についてご相談ください。

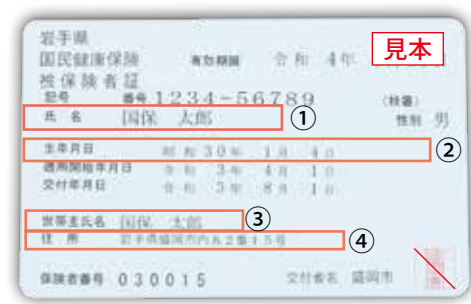
申請・相談はお早めに!



「国民健康保険被保険者証」を発送します

7月21日(水) 発送

保険証の記載内容が正しいか、必ず確認しましょう。70歳から74歳までの被保険者の人の保険証は高齢受給者証も兼ねており、2割または3割という負担割合が記載されています。なお、社会保険など、他の健康保険に加入しているのに保険証が届いた場合は、国保から脱退する手続きをしてください。



※今回送る保険証は緑色です

✓ しっかりチェック!

- ①加入者の氏名
- ②生年月日
- ③世帯主氏名
※住民票上の世帯主氏名。国保上の世帯主変更をしている場合は、変更後の世帯主氏名
- ④住所

医療費の払い戻し・免除になるとき

一部負担金の減免など

申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。

【対象】

- ①災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人
- ②東日本大震災で被災した人で住民税非課税世帯に属する人
- ※①②に当てはまらない場合でも、助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

医療費の払い戻し

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月当たりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。詳しくは、保険証に同封する国民健康保険のパンフレットをご覧ください。

医療費が高額になりそうときは「限度額認定証」の申請を

■医療機関の窓口で認定証を提示すると

- ・同じ医療機関で1カ月の間に支払う額が、自己負担限度額までに抑えられます
- ・入院時の食事代が減額される場合があります

■「高齢受給者証」を持っている人

- 70歳から74歳で、次のいずれかに当てはまる人は認定証の申請は必要ありません。高齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねています。
- ・高齢者受給者証の負担割合が3割で、自己負担区分が「現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)」の人
- ・高齢受給者証の負担割合が2割で住民税課税世帯の人



傷病手当金の給付

給与の支払いを受けている市の国保加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため仕事を休んだときに、休んだ分の給与の支払いが受けられない場合は傷病手当金を支給します。申請する場合は、給付係へ電話でお問い合わせください。

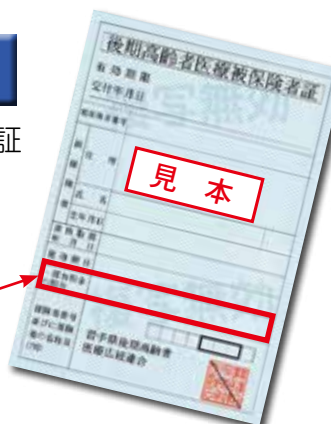
後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係
☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

8月は保険証の更新時期です

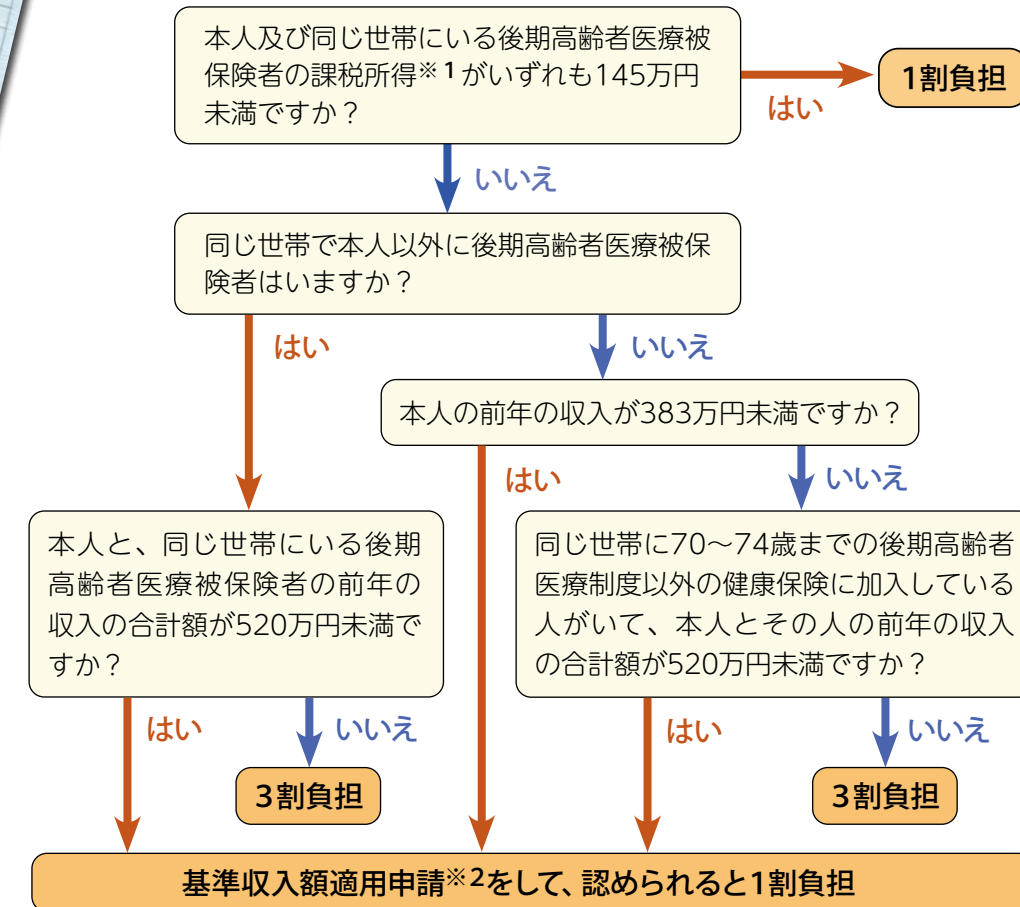
8月から使える後期高齢者医療被保険者証を**7月20日(火)**に発送します。
【広報ID】1003618



自己負担割合はこの枠内に記載されています

自己負担割合を確認しよう!

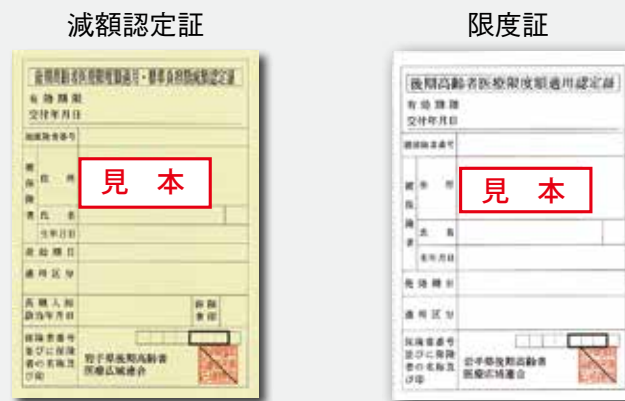
医療機関などを受診するときの医療費の自己負担割合は、**3割**または**1割**です。下のフローチャートで確認してみましょう。



※1 「所得の合計」－「住民税の控除額」の金額
※2 基準収入額適用申請の対象になると思われる人には6月28日に申請書を発送しました

限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の更新手続きは不要です

過去に限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)と限度額適用認定証(以下、限度証)の交付を受けた人で、8月以降もこれらの交付対象となる人は、更新手続きが不要です。新しい減額認定証または限度証は、7月31日(土)までに発送します。



保険料額決定通知書を発送します

令和3年度の「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書」を**7月13日(火)**に発送します。本年度の保険料は令和2年中の

所得を基に計算しています。計算方法について詳しくは、通知書で確認してください。
【広報ID】1003619

●年金天引き

後期高齢者医療制度では原則として、年金天引きで保険料を納めます(特別徴収)。4・6・8月分の保険料は前年所得が確定していないため、仮算定した保険料を年金から天引きします。前年所得の確定後、確定した年額保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額を10・12・翌年2月に分けて天引きします。納付方法を年金天引きから口座振替へ変更することもできます。

●納付書払い

次のいずれかに該当する人は、保険料を指定金融機関などの窓口で納付します(普通徴収)。
① 年金が年額18万円未満
② 年度の途中で盛岡市へ転入した
③ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入したなど

▶便利な口座振替のご利用を

納付をすっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧めです。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、金融機関の窓口でお申し込みください。
※普通徴収の納期限は7月から来年2月までの毎月末頃です

新型コロナウイルス感染症関連の支援

★保険料の減免

県後期高齢者医療広域連合では、保険料の減免を行います。申込方法など詳しくは、同係にお問い合わせください。

【対象】

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病となった人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した人

★傷病手当金

給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため仕事を休んだときに、給与の支払いが受けられない場合は傷病手当金を支給します。申請する場合は、事前に同係にお問い合わせください。



後期高齢者医療歯科健診

口腔機能の維持改善のために健診を受けましょう。
【実施期間】12月28日(火)まで
【対象】昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者
【費用】無料
【受診時の持ち物】
・後期高齢者医療被保険者証
・5月にお届けしている「歯科健診のご案内」
※医療機関一覧は「歯科健診のご案内」に同封しています

